

(略)

東京都監査委員	保 坂	まさひろ
同	中 村	ひろし
同	茂 垣	之 雄
同	後 藤	靖 子
同	小 粥	純 子

令和 8 年 1 月 2 0 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

#### 記

本件請求において、請求人は、都が、日本橋室町一丁目地区市街地再開発（以下「本件再開発」という。）に関して、助成金を支出すること、権利変換で補償金を受領するという中央区の判断を容認すること及び自らが権利変換で補償金を受領すること等は、公益上の必要性又は財産管理上の合理性を欠き、違法・不当であるとして、助成金の返還請求及び補償金受領の決定撤回等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実）に限定されている。なお、①から④までについては、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定められている。

## 1 社会資本総合整備計画（防災・安全交付金）の支出について

請求人は、令和5年度から令和9年度までにわたる本件再開発に関する「社会資本総合整備計画（防災・安全交付金）」の支出（以下「本件支出」という。）について、単年度ごとに独立したものではなく、同一の事業目的を達成するために事業完了まで継続的に行われる一連不可分の性質を有しているとして、一部の支出が1年以上前になされていたとしても、これらの支出を一連一体の行為と捉えるべきことを前提に、その違法性又は不当性を主張するものと解される。

しかしながら、各年度における公金の支出は、いずれも本件再開発に関する行為であるとしても、これらは手続を異にすることから、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そうすると、これらの行為がそれぞれ住民監査請求の対象となるものであり、監査請求期間についても、それぞれの行為のあった日から各別に計算するのが相当であるから、請求人の主張は、その前提を採用することができない。

そこで、各年度における公金の支出が独立して住民監査請求の対象となることを前提として本件支出について確認したところ、本件再開発に係る交付金について、概算払による支出が行われたのは令和5年3月の1回であり、当該支出に関する精算が同年4月に行われていた。そうすると、本件支出を対象とする本件請求については、当該行為のあった日から1年を経過していることが明らかである。

この点、請求人は、1年を経過したことの正当な理由として、一部の支出が1年以上前になされていたとしても、これらの支出を一連一体の行為と捉えるべき旨主張するが、この主張を採用することができないのは、前示のとおりである。したがって、本件支出を対象とする本件請求については、1年を経過したことの正当な理由があるとは認められない。

なお、請求人は、令和9年度以降においても支出が行われることが相当の確実性をもって予測されると主張するが、令和9年度以降の本件支出について、実際に交付申請及びこれを前提とした交付決定がなされることが相当の確実性をもって予測できるといえるだけの具体的事実や疎明資料は本件請求において示されていない。したがって、令和9年度以降の支出については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。

## 2 中央区への国有地譲与及び中央区に対する指導監督について

請求人は、第一に、都が国有地であった特別区道中日第145号線を中央区に譲与したことを、第二に、本件再開発の権利変換において、中央区が権利変換を希望せず、補償金を受領することを都として指導監督した行為を対象として、これらの違法性又は不当性を主張するものと解される。

しかしながら、第一の点について、当該土地は元々国有地であり、都に所有権が帰属することなく、国から区へ直接所有権の移転がなされたものであり、都は財産の取得及び処分を行っていない。第二の点について、区に対する都の指導監督は、上記①から⑥までの財務会計上の行為のいずれにも該当しない上、そもそも本件について都は区を指導監督する権限がない。したがって、これらについては、住民監査請求の対象となる都の財務会計上の行為には当たらない。

### 3 都が権利変換を希望せず補償金を受領する選択をしたことについて

請求人は、都が、本件再開発の権利変換において、都所有地の権利変換を希望せず補償金を受領する選択をしたことは、違法又は不当な財務会計上の行為に当たると主張するものと解される。

住民監査請求の制度が、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものでなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するための制度であることに鑑みると、ある行為が財務会計上の行為に該当するか否かは、その行為の結果として地方公共団体に財産的損害を与えるかどうかによってではなく、当該行為自体を観察し、その性質いかんによって判断すべきものというべきであり、当該行為がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであって初めて財務会計上のものということができるかと解するのが相当である。なお、この場合において、当該行為が専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであると解すべきであり、当該行為が専ら財務的処理を目的とするものでなく他の行政目的の達成を目的とするものであっても、地方公共団体の財産の財産的価値に何らかの影響を及ぼす場合がありうることは否定することができないが、その場合は、当該行為は、財務会計上のものということとはできないというべきである（平成元年10月26日東京地方裁判所判決同旨）。

この点、請求人が主張する都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく権利変換は、同法第86条による権利変換処分によって行われるものであるところ、当該処分は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とするものであり、その性質上、施行地区内

の宅地の財産的価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とするものではない。したがって、都が、本件再開発の権利変換において、所有地の権利変換を希望せず補償金を受領することを選択したことは、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。